

7 医計第304号
令和7年7月9日

公益社団法人愛知県医師会会长
一般社団法人愛知県歯科医師会会长 様
一般社団法人愛知県薬剤師会会长

愛知県保健医療局長

令和7年度の病床整備について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県の病床整備については、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」に基づき実施しているところですが、構想区域において真に必要とする病床整備を進めると、 「病床整備に関する考え方」を定め、構想区域において不足する医療機能に係る病床の整備を対象としているところです。

本年度は、愛知県地域保健医療計画における基準病床数により、名古屋・尾張中部医療圏を始めとする9医療圏で、病床整備が可能となっていますが、一方で、令和7年6月6日付けの自由民主党、公明党、日本維新の会の合意（以下、「三党合意」という。）では、人口減少等により不要となると推定される約11万床（一般病床及び療養病床約5万6千床並びに精神病床約5万3千床）について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想までに削減を図るとしており、病床の増床については慎重に対応する必要があります。

つきましては、「病床整備に関する考え方」において「構想区域において不足する医療機能以外の医療機能に係る病床を整備するときは、その必要性について慎重に検討を行うこと。」としておりますが、三党合意を踏まえ、構想区域において不足する医療機能に係る病床を整備する場合も含め、「新たな地域医療構想」の策定を待たずに整備が必要な病床であるか、或いは当該地域において他の医療機関や介護施設を活用したうえで更に病床整備が必要であるかなど、その必要性について慎重に検討を行うこととします。

なお、新たに病院を開設しようとする病床整備計画については、医療従事者の確保や計画の確実性を重視するとともに、この地域の医療提供実績なども十分に考慮し、病床整備計画者に具体的な説明を求めることとします。

担当 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ（井城、田中）
電話 052-954-6265（ダイヤルイン）
電子メール iryo-keikaku@pref.aichi.lg.jp

※ 同様の内容を、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会、一般社団法人愛知県精神科病院協会、公益社団法人愛知県看護協会及び愛知県保険者協議会にも通知しています。